

平成26年9月29日

「福祉人材確保」の一環としての「子育て支援員（仮称）」制度

現時点で高齢者や障害者分野における「福祉人材確保」も意識する

神奈川県立保健福祉大学 新保幸男

<提案の概要>

子育て支援員（仮称）研修制度について、以下の3段階の研修体系で整理する。それぞれの段階修了時点で、全国で通用する修了証書を出す。第1段階の「支援基盤」については、子育て支援のみならず、高齢者や障害者分野における「福祉人材確保」の入口でもあることを意識する。

第1段階 支援基盤（5～10時間）

第2段階 児童基礎（5～10時間）

第3段階 児童各論（5～10時間）

合計15時間～30時間。第1段階を修了した人のうち、高齢者や障害者分野に興味を持つ人については、当該分野における「福祉人材」として活躍しうるルートを別途用意する。

第1段階の研修の到達目標は、例えば、次の2点を理解する入口に立つこと。妊娠期から終末期に至るまでのライフステージを意識しながら研修を行う。福祉人材になるための最初の学びの機会とする。

- (1) 守秘義務と連携（社会的役割や組織的対応としての基礎）
- (2) 人（支援者）が人（利用者）を支援する際に起こりがちなこと。

<提案の背景>

- 子育て支援員（仮称）の仕組みは「福祉人材確保」にとって有効なもの。
- 子育て支援分野のみで一度制度を作ってしまうと、結果として、高齢者や障害者分野における同様の制度の構築に一定の影響が生じやすい。

<必要な対応>

- 厚労省内で「福祉人材確保」について深いかかわりを持つ部局、例えば「社会・援護局」、「障害保健福祉部」、「老健局」等と相談しながら、少なくとも厚労省内で「福祉人材確保」について協力しながら進むことが制度の主旨にかなうことであると考える。